

## スタッフ・ディベロップメント (SD) の義務化と 大学図書館のSD活動の歴史的展開

村上 孝弘

### 【要旨】

大学図書館界のSD活動では、大学司書としての資質向上に限定せず、学内における館長の地位の確立を始めとした管理運営に関わる事項についても、大学の他の組織よりも比較的早くから議論されてきた。平成29年度から施行されるSDは「大学の運営に必要な能力を身に付け、向上させる取組」と定義され、その対象は「大学を構成する職員である教員と事務職員等」に拡大された。本研究では、大学図書館の伝統的なSD活動の先見性について、当時の資料等から検証し、それらの活動の蓄積を現代のSD活動へ援用することについても論じた。

キーワード：日本私立大学協会、図書館長並びに主務担当者研修会、私立大学図書館運営要項、大学図書館視察委員制度、大学図書館実態調査

### はじめに

平成28年3月18日、文部科学大臣から中央教育審議会に「大学設置基準等の改正について」の諮問がなされ、同日付で中央教育審議会から「大学設置基準等の改正について（答申）」（中教審第192号）が出された。そして、「大学設置基準等の一部を改正する省令」（平成28年文部科学省令第18号）が平成28年3月31日に公布され、平成29年4月1日から施行されることとなった。

今回の改正はいわゆる「スタッフ・ディベロップメント (SD) の義務化」に関するものである。大学におけるSD活動が一般化されるのは、大学設置基準が大綱化された平成年代以降であるが、大学図書館においては同種の活動は、他の大学組織よりも格段に早くから行われていた。本研究では、これら大学図書館の伝統的なSD活動と現代の大学に求められるSD活動の関連と相違について、歴史的に俯瞰するものである。

### 1. 中教審答申にみる伝統的なSD活動

SDという言葉はスタッフ・ディベロップメントの略称であるが、この用語が一般化するのは先述のとおり平成年代以降のことであり、本研究が対象とする昭和30年代や40年代には馴染みのない言葉であった。しかし、この時代においても大学組織においては、大学職員の資質の向上に関しての議論がなされており、それらは伝統的なSD活動ともいえよう。

(1) 「大学教育の改善について (答申)」<sup>1)</sup> (中央教育審議会／昭和38年1月28日)

伝統的なSD活動の事例としては、先ず「大学教育の改善について (答申)」があげられる。同答申では、学生の厚生補導の改善に関することとして、学生部の任務および組織等について下記のような記述がある。この答申では、学生部の職員が身につける素養として、「教養」や「専門的教養」といった理念的概念を求めているところに特長があるといえよう。

学生部は、学長の監督のもとに、たえず厚生補導に関し専門的技術的調査研究を行ない、それに基づいて全学的な厚生補導に関し企画立案し、この面における大学の計画の推進機関としての機能を果たすとともに、所定の方針に基づいて厚生補導の業務の執行にあたり、また学部、分校等におけるこれらの業務について総括、調整する任務を行なうものである。

上に述べたような任務を担当する学生部の職員に対しては、職務の遂行上、教育的な判断を要することが多いので、これにふさわしい教養を身につけていることが望まれる。また、専門的技術的事項の処理にあたっては、それぞれの分野の専門教養を必要とする。

したがって、このような適格者を確保しうよう、その採用、処遇および養成・研修の方法についてじゅうぶん検討すべきである。(下線は筆者)

(2) 「当面する大学教育の課題に対応するための方策について (答申)」<sup>2)</sup> (中央教育審議会／昭和44年4月30日)

この答申では、大学における意思決定とその執行について論じた箇所、「事務機構の整備と職員の資質の向上」として大学の管理運営を担う大学職員の資質の向上について言及されている。特に「大学行政に識見を有する行政職員および専門職員」という表現は、現代の大学行政管理職に通ずる表現であるといえよう。

大学の管理運営を能率化するためには、大学の事務機構の近代化、合理化と事務系その他の職員の資質の向上とが重要である。今後は、大学行政に識見を有する行政職員および専門職員の計画的な養成をはかるとともに、その地位と待遇の改善についても検討すべきである。(下線は筆者)

両答申を比較すれば、前者では職員に「教養」の素養を求め、後者では職員の「資質の向上」が謳われている。前者は理念的なSD、後者は実務的なSDということもできよう。昭和30年代から40年代にかけてのSDは、このように理念性と実務性の両面が重視されており、マネジメント能力の獲得に比重が置かれた現代のSDとはその目的や方向はやや異なっていたともいえよう。

## 2. 日本私立大学協会の研修にみる伝統的なSD活動

本節では当時の大学図書館職員のSD活動について、その詳細を確認することとする。具体的には、私学研修福祉会の私立大学図書館研修のうち、日本私立大学協会が実施していた二つの研修会について、設立から昭和40年代前半までの動向を把握した。日本私立大学協会は、大学図書館職員の研修について、当時は職能別に二つに分けて実施しており、大学図書館の管理・運営を遂行するスタッフ向けの研修と司書業務を中心とした研修に大別することができる。

### (1) 「図書館長並びに主務担当者研修会」について

「図書館長並びに主務担当者研修会」(表1)の研修項目をみると、その名称からも明らかのように大学図書館の管理・運営の課題を扱っているものが多い。ただ、昭和35年度までは「大学図書館司書研修会」は開催されていなかったため、「図書館長並びに主務担当者研修会」でも、大学図書館の利用方法やレファレンス・サービスといった司書業務に属するものについても研修の対象としている。昭和36年度以降は、「大学図書館司書研修会」が分離開催されるため、「図書館長並びに主務担当者研修会」は基本的に大学図書館の管理・運営に関する課題を研修することとなる。

研修項目のうち、昭和38年度には「図書館のアドミニストレーションに関する主な外国文献について」という題目もある。大学においてアドミニストレーションという言葉が一般化するはるか以前から、大学図書館の管理・運営において、アドミニストレーションの認識がなされていた点は先駆的であるといえよう。

またこの研修会において、昭和35年度以降に「私立大学図書館運営要項」についての協議が継続されていることも、大学図書館の管理・運営の観点からは重要な事項である。「私立大学図書館運営要項」は、日本私立大学協会により昭和38年3月に制定される。大学図書館を規定する基準には、大学基準協会が定めた「大学図書館基準」や私立大学図書館協会が定めた「私立大学図書館改善要項」があるが、それらを補完・充実させるものとして「私立大学図書館運営要項」は制定されるのである。この要項の前文には、「この要項を活用して図書館の充実・強化を図り、もって大学の所期の目的を達成するためには、まず、大学経営の当局者が、大学における図書館の果たすべき重要な機能を充分認識するとともに、館長が率先し、学内一致協力して速やかに図書館機能の発揚を具現化し得るよう、一段の努力をのぞむ次第である。」(日本私立大学協会 1963c: 8)と記されている。このようにこの要項は、大学図書館について、大学経営の当局者や館長等の管理・運営に携わる者に対して、その指針として作成された性格も有していたのである。

表1 「図書館長並びに主務担当者研修会」(昭和33年度のみ「図書館長及び主務担当者研修会」)

年度	主な研修項目
昭和33年度	大学と大学図書館の関係並びに法的地位について 私立大学図書館の改善に関する解説並びに研究 海外の学術雑誌収集とセンターについて
昭和34年度	大学図書館の建築に関して 大学図書館の管理・運営の諸問題 大学図書館の利用方法に関する研究 自由接架とレファレンス・サービスに関する研究
昭和35年度	「私立大学図書館運営要項」案についての研究協議 図書館界の動向について 大学における学術研究と文献検索について
昭和36年度	「私立大学図書館運営要項」(案)について 図書館の管理運営に関する討議研究 図書館員の充実強化に関する討議研究 図書館予算の確立に関する討議研究
昭和37年度	「私立大学図書館運営要項」について 大学図書館の管理運営について 私大図書館の管理運営に関する研究討議並びに意見交換
昭和38年度	図書館のアドミニストレーションに関する主なる外国文献について スタッフ・マニュアルの作成について 大学図書館の相互協力に関する研究 東京大学図書館の近代化について 一般書誌の解題
昭和39年度	大学図書館利用態勢の強化に関する研究 大学図書館における諸問題 大学図書館の機能のあり方
昭和40年度	大学設置基準改正に関する大学基準等研究協議会の答申・特に「図書館基準」について 大学図書館員養成について 大学図書館のあり方について
昭和41年度	著作権法改正について 大学図書館の施設・建設上の諸問題について 欧米の大学図書館における機械化と奉仕について
昭和42年度	アメリカにおける図書館の現状について 改定版「私立大学図書館運営要項」の各大学における実施・活用方策について 大学教育のあり方について

※本表は、『図書館長及び主務担当者研修会報告書』(昭和33年度)及び『図書館長並びに主務担当者研修会報告書』(昭和34年度～昭和42年度)をもとに、筆者が作成した。

(2) 「大学図書館司書研修会」について

「大学図書館司書研修会」(表2)は、その研修項目をみても、整理や目録の実務的な内容が中心であり、特に書誌に関して詳細な部会が設けられているところに特色がある。先の中教審の答申の記述に沿ってみるならば、本研修会は38答申でいうところの「専門技術的事項

表2 「大学図書館司書研修会」

年度	主な研修項目
昭和36年度	大学図書館の使命 最近における目録法の諸問題 奉仕について NDC七版の改正点について 「私立大学図書館運営要項」について
昭和37年度	ドキュメンテーション 整理上の問題と利用上の問題について 大学図書館における参考図書の収集と利用について 私立大学図書館運営要項について
昭和38年度	一般書誌・逐次刊行物記事索引の解題 自然科学系文献について 社会科学系文献について 人文科学系文献について 語学関係文献について
昭和39年度	一般書誌、索引の解題 百科事典の解題 書誌に関する研究(10分科会)
昭和40年度	古版本を中心とする日本の印刷文化史 索引編成法について 書誌に関する研修(9分科会)
昭和41年度	2次資料とその作成法 本のできるまで、上製本の見分け方 書誌に関する研修(9分科会)
昭和42年度	図書と印刷の歴史 目録作業と問題点 書誌に関する研修(9分科会)
昭和43年度	製本について 大学の本质と図書館のあり方について 書誌に対する研修(8分科会)
昭和44年度	ドキュメンテーションと図書館の領域 目録とその背景 書誌に関する研修(7分科会)

※本表は『大学図書館司書研修会報告書』(昭和36年度～昭和44年度)をもとに筆者が作成した。

の処理」をその対象としているといえよう。しかし、44答申でいうところの「大学行政に識見を有する専門職員」の養成には、研修項目を見ても殆ど配慮はなされていない。大学図書館における管理・運営と実務との乖離は、既にこの時期から始まっていたといえよう。

これらのことから、当時の日本私立大学図書館協会の研修のうち、「図書館長並びに主務担当者研修会」が、現在のSD研修に通ずる内容であることが明らかとなった。しかし、この「図書館長並びに主務担当者研修会」は、昭和50年に廃止されることとなる。廃止の理由としては、「主たる参加対象である図書館長が2～3年の任期で交替してしまうため研修の継続性が維持できず、また参加者も減少していったため」（国立国会図書館 2005：81）とされている。

### 3. 「大学図書館視察委員制度」、「大学図書館実態調査」と大学図書館の管理・運営

昭和30年代中期から昭和40年代にかけて、大学図書館界では「大学図書館近代化」の動きの中で、文部省や日本学術会議とも連携して様々な施策が立案・実施された。大学図書館行政についても、昭和39年度に学術情報主任官の制度が作られ、同制度が昭和40年度から情報図書館課に改められた。同課は、従来の大学課から独立したことにより、学情情報および大学図書館行政の主管課となり、「大学図書館視察委員制度」や「大学図書館実態調査」といった新しい施策を実施していくこととなる。またそれらの調査や視察の過程では、大学図書館の管理・運営に関する主題が重要な対象ともなっていたのである。

これらの制度は、文部省により実施されたものであるが、その成立には当時の大学図書館界のSD活動が大きな影響を与えていたといえよう。大学図書館界のSD活動は、前節で扱った「図書館長並びに主務担当者研修会」などがあげられる。これらのSD活動をとおして、大学図書館界では管理・運営の課題についての継続的な討議研究がなされていた。さらに、大学図書館は、大学の他部署よりも早期から私立大学図書館協会等の全国組織を有しており、これらの全国組織が文部省への要望等にあたっては重要な役割を果たしてきた。

#### (1) 「大学図書館視察委員制度」と大学図書館の管理・運営

大学図書館視察委員制度は、視学委員制度を範として、大学図書館の管理・運営を大学図書館視察委員が実地視察し、各大学の自発的な改善活動に資することを前提に設置された。大学図書館視察委員は大学学術局に属する非常勤の職であり、各大学の館長等の図書館の要職にあるものを中心に任命された。視察委員の目的は、大学図書館視察委員規程（日本図書館協会 1992：548-549）の第一条に次のように明記されている。条文に明らかなように、その視察項目の第一が「大学図書館の組織及び運営の基本方針に関すること」であった。

第一条 大学図書館視察委員（以下「視察委員」という。）は、上司の命を受け、大学の附属図書館及び文献情報センター等学術情報に関する研究施設の組織及び運営に関し、次の事項について、大学等に対し指導、助言にあたる。

- 一 組織及び運営の基本方針に関すること。
- 二 図書及び資料の構成、管理、利用等に関すること。
- 三 施設設備及びその管理に関すること。

半世紀前の喫緊の課題はまさに、大学図書館の管理・運営をめぐる課題であったといえよう。このことを裏付けるように『昭和40年度大学図書館実地視察報告書』<sup>3)</sup>には、実地視察大学図書館に共通した改善すべき事項（10事項）の第一課題として、次のような指摘がなされている。

- 中央図書館が全学的見地から、総合的管理および連絡調整をおこなっておらず、大学図書館の機能をじゅうぶんに発揮しうる体制を確立していない大学が多く見受けられる。

さらに同報告書には、昭和40年度に実地視察を行った15大学について、個別の指導・助言が報告されている。この個別の指導・助言事項を、大学図書館視察委員規程第一条の各号に該当させたものが表3である。15大学の指導・助言事項の総数は74である。指導・助言事項の数は大学によって異なり、多い大学で7項目、少ない大学で2項目といった具合である。また指導・助言事項の分類結果は、「図書及び資料の構成、管理、利用等に関すること」がやや多いが、他の2項目との大差はない。このため実地の指導・助言が、規程に基づき網羅的になされていたことが明らかとなった。特に図書館サービスに限定せず、「組織及び運営の基本方針に関すること」についても多くの指導・助言事項があったということは、大学図書館の管理・運営の課題が当時から重要視されていたことの証左ともいえよう。

表3 昭和40年度大学図書館実地視察報告の内容

指導・助言事項	件数	比率
組織及び運営の基本方針に関すること	26	35%
図書及び資料の構成、管理、利用等に関すること	29	39%
施設設備及びその管理に関すること	19	26%
計	74	100%

※本表は、「大学図書館の実地視察の結果について」国立公文書館所蔵（本館-3D-004-00・平18文科00178100）をもとに筆者が分類・作成した。

## (2) 「大学図書館実態調査」の調査項目の変遷と館長の地位

昭和41年度から文部省大学学術局情報図書館課により「大学図書館実態調査」が実施されることになった。その後、この調査は平成17年度からその名称を「学術情報基盤実態調査」

に変更し、現在に継続しており、大学図書館にとって指標的な数値を提供する重要な調査である。

この調査の調査項目の変遷について調べると、大学図書館の管理・運営の観点からいえば重要な調査項目が存在していたことが明かとなった。具体的には、館長と評議員の関係についてである。評議会は、その淵源は帝国大学令に規定されていたものであり、戦後は教育公務員特例法により、国公立大学の大学管理機関の一つとして定められていた。また歴史のある比較的大規模の私立大学にも同様の制度が援用されることが多かった。この大学の管理機関の委員に図書館長が宛職となるかどうかは、まさに大学運営と大学図書館運営との一体性を把握する重要な尺度とみなされていたのであろう。

大学図書館実態調査における館長の地位の調査項目の変化をまとめたのが表4である。これによれば、館長と評議員の関係に関する調査項目は、昭和41年度の調査実施当初から存在しており、一時中断されるが昭和53年度まで継続して調査されることになる。昭和30年代から40年代は、大学図書館近代化政策がなされた時代であるが、この時期には管理・運営の課題は大学図書館における最重要の課題の一つとして認識されていたといえよう。

表4 「大学図書館実態調査」にみる館長の地位の調査項目

年度	館長と評議員との関係に関する調査項目
昭和41年度～昭和47年度	評議員に なる・ならない
昭和48年度～昭和50年度	学内最高決議機関の構成員と なる・ならない
昭和51年度～昭和52年度	〈調査項目なし〉
昭和53年度	学内最高決議機関の構成員と なる・ならない

※本表は、「大学図書館実態調査」（昭和41年度～昭和53年度）をもとに、筆者が作成した。

#### 4. 現代のSD活動と大学図書館

##### (1) 大学設置基準の改正とSDの対象の拡大

今回の「大学設置基準等の一部を改正する省令の公布について（通知）」<sup>4)</sup>では、その趣旨を「社会のあらゆる分野で急速な変化が進行する中で、大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）がその使命を十全に果たすためには、その運営についても一層の高度化を図ることが必要であることを踏まえ、全ての大学等に、その職員が大学等の運営に必要な知識・技能を身に付け、能力・資質を向上させるための研修（スタッフ・ディベロップメント。以下「SD」という。）の機会を設けることなどを求めるもの」（下線は筆者。以下同様）とされている。

さらに大学設置基準の一部改正については、「大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力



及び資質を向上させるための研修（第25条の3に規定するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。」とされている。ここで着目すべきは、改正に付帯する留意事項である。留意事項には「対象となる職員について」とあり、「『職員』には、事務職員のほか、教授等の教員や学長等の大学執行部、技術職員等も含まれること」と明示されている。この表現は、最近までの文科省のSDの定義である「事務職員や技術職員など職員を対象とした、管理運営や教育・研究支援までを含めた資質向上のための組織的な取組を指す」（平成26年2月12日／中央教育審議会大学分科会「大学ガバナンス改革の推進について（審議まとめ）」<sup>5)</sup>）とは明確に異なっている。

大学設置基準の改正によるSDの義務化により、これまで職員の世界の活動であったSDが、広く大学構成員（教員、職員）へとその対象を拡大したといえよう。このように大学設置基準が改正されることにより、SDが義務化され、具体的な実施については各大学の実情にもよると思われるが、その対象範囲が教員にも拡大されることとなった。従来から、「FDは教員、SDは職員」という不文律があったが、その常識が転換することになるのである。

## （2）大学図書館の伝統的なSD活動の現代的展開

### ①大学図書館の伝統的なSD活動の先見性

本稿ではスタッフ・ディベロップメント（SD）の義務化にあたり、その先駆的活動として大学図書館における伝統的なSD活動の展開に着目し、具体的には日本私立大学協会が行った大学図書館を対象とした二つの研修会（図書館長並びに主務担当者研修会、大学図書館司書研修会）について考察した。その結果、前者（図書館長並びに主務担当者研修会）が現代のSD活動に通ずるものであることが明らかとなった。

大学図書館における研修活動が他の大学組織よりも早く組織化され、活発に行われてきたことは大学人の多くが認識するところである。これまで大学図書館職員の研修活動の中心として認識されてきたものは司書職の研修であり、日本私立大学協会の研修でいえば「大学図書館司書研修会」がそれにあたる。同研修はその後「大学図書館司書主務者研修会」と名称を変更し、平成19年度まで開催されることになる。先述のとおり、「図書館長並びに主務担当者研修会」が昭和50年度に廃止されることは対象的である。このように大学図書館の研修の中心は、長く司書職の研修であった。大学図書館近代化政策期に、司書職の専門職化の運動がなされたことも、司書職の研修の充実と連動的な事象である。

しかし、本研究ではあらためて「図書館長並びに主務担当者研修会」のあり方に着目し、その内容が現代のSD活動と相似することを確認した。現代のSD活動は、平成年代以降に提唱される「大学アドミニストレーション論」に代表されるように、大学の管理・運営を担う職員の役割について広く論じられたものである。今回検討した「図書館長並びに主務担当者研修会」は、大学図書館に限定されるが、専らその管理・運営のあり方を研修の対象としており、まさに現代のSD活動に通ずる大学図書館のアドミニストレーションが議論されてきたといえよう。

## ②大学図書館の伝統的なSD活動の転換点と限界

このように大学図書館では、昭和30年代から40年代にかけて、管理・運営に関わるSD活動が展開されていたといえるのであるが、その伝統的なSD活動に対する評価や考察が、なされる機会は多くはない。たとえば、現代のSD活動を代表する大学行政管理学会の発行する『大学行政管理学会誌』について、CiNiiで論文検索をかけたところ293件の文献が確認(2016年9月29日時点)できるが、このうち「図書館」をキーワードとして検索されるのは、わずか2件である。平成年代以降のSD活動を論ずる時に、伝統的な大学図書館の管理・運営の取り組みが顧みられることがないといってもよい数値である。大場(2014)にも、「大学職員論は、高等教育研究の中でも比較的新しい領域である。近年、研究活動が活性化しており、学会活動や雑誌特集等で大学職員が取り上げられることが増え、論文や書籍の出版数も2000年代に入って急速に拡大してきた。」とあり、本稿で対象としたような大学図書館近代化政策の時期(昭和30年代から40年代)については、その対象ともされていない。

それではなぜ大学図書館の伝統的なSD活動は、平成年代以降に盛んとなる大学一般のSD活動と直接的な連携関係を構築できなかったのであろうか。このことについては、大学図書館の管理・運営の主題の変化を要因としてあげることができる。

昭和30年代から40年代にかけての大学図書館の活動は、大学図書館近代化政策に顕著なように、大学における図書館の位置付けを高めることに主眼が置かれていた。このためこの時期に、館長の地位の確立を始めた様々な管理・運営の課題への対応がなされるのである<sup>6)</sup>。その後、大学図書館の直面する課題は、具体的には昭和50年代以降に到来する情報化への対応に伴い大きく変化することになる。学術審議会から、昭和55年1月に「今後における学術情報システムの在り方について(答申)」<sup>7)</sup>が出されることは、その象徴的な事象である。同答申では、「学術情報活動の欠くべからざる推進力としての専門要員の養成確保」などについての必要性が強調された。具体的には、人材養成について「第1に情報処理・情報管理に携わる高度な情報サービスの専門家、第2に特定の学問分野を専攻しかつ情報技術についても知識と理解を有する者、第3に情報科学の研究者の三つの種別がある。これらのそれぞれの領域に対応する養成の方途が整備されるべきである。特に学術情報システムの将来の円滑な運用発展のためにも情報関係の専門家の新しい養成の方途を整備することが必要である。」と幅広い定義がなされている。そのため、大学図書館の管理・運営の課題の中心が情報化に対応した人員の養成となり、組織論的な大学図書館論が論じられることが少なくなっていくことになる。

## ③大学図書館の伝統的なSD活動の現代のSD活動への援用

21世紀以降の大学図書館は、アクティブラーニングに代表される学習法の変革などの影響を受け、ラーニングコモンズを設置するなど、再び大きな転換期に突入した<sup>8)</sup>。現代の大学図書館に求められるものは、従来の情報専門職ではなく、学習理論にも通じた図書館職員である。また、組織論的にいえば大学図書館は大学の各組織と協働・協力し、情報基盤とし

での役割を高めていくことが強く求められるようになってきている。

この転換点にあたりあらためて認識すべきことは、大学図書館の伝統的なSD活動が館長の地位の向上をはじめとした大学図書館の管理・運営の課題に正面から取り組んでいた点である。昭和40年代に大学図書館界で議論になっていた「館長と評議員の関係」は、館長を評議員とすることにより大学行政職として明確に位置付けることを企図していたのであり、これは現代のSD活動に通ずるものであったといえよう。先述したように現在のSDの義務化の対象は、伝統的な事務職員に限定されるものではなく、広く教育職員にも適用されていくものである。大学図書館の伝統的なSD活動は、大学組織としての大学図書館の地位の向上を一つの目的としていたが、その活動の蓄積を現代に援用することがまさに求められてきたともいえよう。

## 注

- 1) 「大学教育の改善について (答申)」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/old\\_chukyo/old\\_chukyo\\_index/toushin/1309479.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_chukyo/old_chukyo_index/toushin/1309479.htm) (2016.9.29 確認)
- 2) 「当面する大学教育の課題に対応するための方策について (答申)」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/old\\_chukyo/old\\_chukyo\\_index/toushin/1309491.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_chukyo/old_chukyo_index/toushin/1309491.htm) (2016.9.29 確認)
- 3) 「大学図書館の実地視察の結果について」(1966.4.8, 41大情第10号) 国立公文書館所蔵 (本館-3D-004-00・平18文科00178100)
- 4) 「大学設置基準等の一部を改正する省令の公布について (通知)」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/1369942.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1369942.htm) (2016.9.29確認)
- 5) 「大学ガバナンス改革の推進について (審議まとめ)」  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1344348.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1344348.htm) (2016.9.29確認)
- 6) 大学基準協会も『会報』第21号(昭和46年)を「大学図書館特集号」とし、大学図書館の改善方策等についての多くの論稿を掲載し、大学図書館の管理・運営の課題への対応を行っている。
- 7) 「今後における学術情報システムの在り方について (答申)」『学術月報』32 (11), pp.724-751
- 8) 新しい大学図書館の役割については、平成18年3月に科学技術・学術審議会から出された「学術情報基盤の今後の在り方について (報告)」に詳述されている。  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/toushin/\\_icsFiles/afiedfile/2013/07/16/1213896\\_001.pdf](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu4/toushin/_icsFiles/afiedfile/2013/07/16/1213896_001.pdf) (2016.9.29確認)

## 引用 (参考) 文献

- 大学基準協会, 1971, 『会報』, 第21号, 大学基準協会
- 国立大学図書館協議会50周年記念事業実行委員会編, 2003, 『国立大学図書館協議会第50回総会記念誌: 資料集』, 国立大学図書館協議会50周年記念事業実行委員会
- 国立国会図書館, 2005, 『図書館職員を対象とする研修の国内状況調査』 図書館調査研究レポート No.5, 国立国会図書館
- 日本学術振興会, 1967, 『学術月報』, Vol.19 No.11, 文部省大学学術局
- 日本私立大学協会, 1958, 『図書館長及び主務担当者研修会報告書』 (昭和33年度), 日本私立大学協会

- 日本私立大学協会, 1959, 『図書館長並びに主務担当者研修会報告書：団体研修報告書』（昭和34年度），日本私立大学協会
- 日本私立大学協会, 1960, 『図書館長並びに主務担当者研修会：団体研修報告書』（昭和35年度），日本私立大学協会
- 日本私立大学協会, 1961a, 『第四回図書館長並びに主務担当者研修会報告書：団体研修報告書』（昭和36年度），日本私立大学協会
- 日本私立大学協会, 1961b, 『第一回大学図書館司書研修会報告書：団体研修報告書』（昭和36年度），日本私立大学協会
- 日本私立大学協会, 1962a, 『第五回図書館長並びに主務担当者研修会報告書：団体研修報告書』（昭和37年度），日本私立大学協会
- 日本私立大学協会, 1962b, 『第2回大学図書館司書研修会報告書：団体研修報告書』（昭和37年度），日本私立大学協会
- 日本私立大学協会, 1963a, 『第6回図書館長並びに主務担当者研修会報告書：団体研修報告書』（昭和38年度），日本私立大学協会
- 日本私立大学協会, 1963b, 『第3回大学図書館司書研修会報告書：団体研修報告書』（昭和38年度），日本私立大学協会
- 日本私立大学協会, 1963c, 『私立大学図書館運営要項』，日本私立大学協会
- 日本私立大学協会, 1964a, 『第7回図書館長並びに主務担当者研修会報告書：団体研修報告書』（昭和39年度），日本私立大学協会
- 日本私立大学協会, 1964b, 『第4回大学図書館司書研修会報告書：団体研修報告書』（昭和39年度），日本私立大学協会
- 日本私立大学協会, 1965a, 『第8回図書館長並びに主務担当者研修会報告書：団体研修報告書』（昭和40年度），日本私立大学協会
- 日本私立大学協会, 1965b, 『第5回大学図書館司書研修会報告書：団体研修報告書』（昭和40年度），日本私立大学協会
- 日本私立大学協会, 1966a, 『第9回図書館長並びに主務担当者研修会報告書：団体研修報告書』（昭和41年度），日本私立大学協会
- 日本私立大学協会, 1966b, 『第6回大学図書館司書研修会報告書：団体研修報告書』（昭和41年度），日本私立大学協会
- 日本私立大学協会, 1967a, 『図書館長並びに主務担当者研修会報告書：団体研修報告書』（昭和42年度），日本私立大学協会
- 日本私立大学協会, 1967b, 『第7回大学図書館司書研修会報告書：団体研修報告書』（昭和42年度），日本私立大学協会
- 日本私立大学協会, 1968, 『第8回大学図書館司書研修会報告書：団体研修報告書』（昭和43年度），日本私立大学協会
- 日本私立大学協会, 1969, 『第9回大学図書館司書研修会報告書：団体研修報告書』（昭和44年度），日本私立大学協会
- 日本図書館協会編, 1992, 『図書館法規基準総覧』，日本図書館協会
- 大場淳, 2005, 「大学職員論」『高等教育概論—大学の基礎を学ぶ—』：92-115, ミネルヴァ書房
- 大場淳, 2014, 「大学職員研究の動向—大学職員論を中心として—」『大学論集』：91-106, 広島大学私学研修福祉会編, 1966, 『私学研修福祉会10年史』，私学研修福祉会
- 高橋真義, 2010, 「大学職員のキャリア形成とSD」『高等教育論入門—大学教育のこれから—』：160-165, ミネルヴァ書房